

# 安全安心な学童保育室を目指して

教育財務課 ☎224-6083



## 学童保育事業って？ (放課後児童健全育成事業)

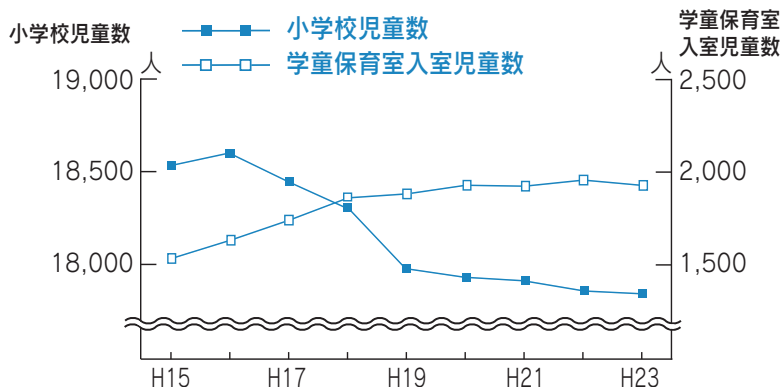
学童保育事業は、国の放課後児童健全育成事業として位置付けられています。児童福祉法では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に児童館などを利用して適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るとされています。学童保育事業の主な実施主体は市町村です。

市では、昭和49年に川越市学童保育室条例を制定し、それまで父母会などによる自主運営だった学童保育室を、徐々に条例を適用させ公設公営化を進めてきました。現在では、市内小学校32校全ての区域の学童保育室が公設公営となっています。



## 学童保育室の必要性

少子化の進行などにより小学校の児童数は減少傾向にある一方で、学童保育室の入室児童数は年々増加しています。社会経済情勢の変化に伴い、家庭の状況や保護者の働き方も多様化しており、学童保育室は保護者が安心して働ける環境づくりにも貢献しているといえます。今後、学童保育室の役割はますます重要なものとなっていきます。



## 平成24年度からの変更点 学童保育室条例改正内容について

### ①保育料の見直し

学童保育料は、昭和62年から据え置かれたままでした。近年、市の財政状況も大変厳しいものとなっており、また、学童保育サービスを受けている人と受けていない人とでは負担の不公平が生じているという考えから、学童保育料の見直しを行いました。



学童保育事業の件費に係る費用の2分の1を保育料として保護者の皆さんに負担していただくことにより、受益者負担の適正化を図り、安定した学童保育事業を実施していきます。学童保育料は、平成24年度が児童1人につき月額5,000円、同25年度6,000円、同26年度7,000円、同27年度から8,000円となります。皆様のご理解をお願いします。

### ②保育料の減免

学童保育料には世帯の所得状況等により保育料の減額・免除制度があります。保育料の減免を受けるためには手続きが必要です。詳しくは、教育財務課(東庁舎2階)または各学童保育室で配布している入室案内をご覧ください。

#### 保育料が減額となる方

- 児童扶養手当を受けている方
- 就学援助を受けている方

\* 減額となった場合、保育料が2分の1となります。減額世帯で2人以上入室の場合、2人目以降は保育料が4分の1となります。

#### 保育料が免除となる方

- 生活保護を受けている方
  - 市民税非課税世帯の方
- \* 保育料が全額免除となります。



## より安全安心な学童保育室を目指して

市の学童保育室は、小学校の敷地内に設置されていることが特徴です(1室を除く)。学校との連携や児童の安全性という観点から、大きな長所です。昨年3月11日の東日本大震災や秋の台風接近、強盗傷害事件などを受け、緊急事態発生時の対応などをより着実に行う必要があると考えられます。そこで、学童保育室と小学校の連携強化を図るため、平成24年度から、入室児童数や障害のある児童が多いなどのさまざまな状況を総合的に考慮して、学童保育室に責任者を配置する予定です。また、防犯対策を強化するため、同年度に全学童



保育室に緊急通報ブザーを設置する予定です。

市では今まで学童保育室を利用する児童を対象とした傷害保険は加入していませんでした。平成24年度からは、入室児童全員を対象として、(財)スポーツ安全協会のスポーツ安全保険に加入します。

平成24年度に学校外にある1室が学校内に移転することにより、全ての学童保育室が学校敷地内に設置される予定で、児童の安全性を一層高めることができます。

今後も、安全で安心して子どもを預けられる環境となるよう、取り組んでいきます。

### 平成24年度の入室について

入室申請は、2月3日(金)までです。教育財務課または各学童保育室に、入室申請書に必要書類を添付して提出してください。詳しくは、昨年12月25日発行の広報川越1261・6ページをご確認ください。